

登別市告示第186号

次の登別市公有財産を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、公募により賃貸借するので、次のとおり告示する。

令和8年11月2日

登別市長 小笠原 春 一

1 賃貸借する土地・建物の表示

物件 番号	所在住所	貸付地 面積 (㎡)	建物 床面積 (㎡)	建物 構造	土地建物 基本貸付料 月額	建築年
102	登別市常盤町2丁目 34番地9	480.13	180.42	木造 平家建	48,300円	昭和54年3月

2 賃貸借の方法

- (1) 公募により行いますが、申請内容が「3 賃貸借の条件」をはじめ、活用目的が条件に合っていない場合、不受理とします。
- (2) 複数の申込みがある場合は、公開抽選（くじ引き）を行います。ただし、申込みが1名（1社）の場合は、その方を貸付決定者とします。
- (3) 公開抽選後、貸付決定者が契約を締結しない場合、又は、契約締結後に契約を解除した場合は、次順位者に権利が移行するものとします。
- (4) 申込み期間内に、申込者がいない場合については、以後、随時先着順に貸し付けするものとします。

3 賃貸借の条件

- (1) 個人、法人は問いません。
- (2) 用途地域（第1種中高層住居専用地域）にあった施設活用とし、地域コミュニティが創出できるような施設活用とします。
例）日用品販売店舗、喫茶店、サービス業用店舗、物品販売店、飲食店など
- (3) 土地建物の前面通路は市道ではありません。
- (4) 騒音等、周辺住民に迷惑となる活用はできません。
- (5) 土地建物一体での貸付とし、土地の貸付部分は建物前面部分を基本とします。
- (6) 電気、水道、ガス、電話等の使用は、各自で申込みを行ってください。市は一切の手続きをしません。また、使用料はすべて自己負担となります。
- (7) 現状による賃貸借とし、契約締結後、建物に隠れた瑕疵があっても市はその責めを負わないものとします。また、市は建物の修繕と維持管理は一切しません。小修繕が必要であれば、その内容について申請し許可を受けてください。
- (8) 当該建物を申込み当初の使用目的で使用するものとし、これ以外の目的に使用してはいけません。ただし、当該建物について、使用目的の変更に必要が生じた時は、登別市の承認を受けなければなりません。
- (9) 貸付決定者（賃貸借決定者）は、貸付期間中に登別市の承認を得ずに、当該物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはいけません。ただし、使用目的を確実に履行できる第三者に継承する場合で、登別市の承

認を得た時はこの限りではありません。

(10) 建物の前面部分の除雪については、賃貸借決定者が行うこととします。

4 参加申込条件

以下のいずれかに該当する方は、申込みすることができません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる方

(2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結にあたり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(4) 日本語を完全に理解できない方

(5) 国税、地方税を滞納している方

(6) 別紙「誓約書」に同意できない方

(7) 別紙「土地建物賃貸借契約書（案）」による契約を承諾できない方

(8) 使用目的が用途地域にあわない施設として使用する方

(9) 使用目的が騒音等周辺住民に迷惑となる施設として使用する方

5 申込み方法

公有財産借受申請書及び誓約書に必要事項（連絡先は必須）を記入のうえ、郵送又は持参により提出してください。（公有財産借受申請書及び誓約書は、市公式Webサイトからダウンロードするか登別市役所2階総務部企画調整グループで交付しています。）

申請書には、申請者及び連帯保証人の住民票抄本（住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。法人の場合は、資格証明書（登記事項証明書）（写し可）及び市税に滞納がない証明書を添付してください。

なお、抽選となり落選した場合、申請書及び添付書類の原本等はお返しします。

6 申し込み受付期間及び場所

期間 令和8年11月2日（月）から令和8年11月20日（金）（土・日・祝日を除く）

時間 午前9時から午後5時まで

場所 登別市役所2階 総務部企画調整グループ管財担当

7 公開抽選日及び場所

日時 令和8年11月25日(水) 午前11時00分から
場所 登別市役所3階第2会議室

8 土地建物賃貸借契約

- (1) 契約に要する経費(収入印紙・200円)は、賃貸借決定者の負担とします。
- (2) 契約締結と同時にカギの引き渡しを行います。
- (3) 契約期間は3年間を基本とし3年毎に更新契約するが、賃貸借決定者との協議によるものとします。ただし、初回契約期間は、契約開始日を初年度とし3年度目の3月31日を契約最終日とします。

9 土地建物貸付料(以下、「貸付料」という。)の支払い

- (1) 貸付料は「登別市行政財産目的外使用料徴収条例」を準用し決定します。
- (2) 当初契約期間の1年間は修繕費用等が見込まれるため貸付料は基本貸付料の半額とし、2年度目途中及び3年度目から基本貸付料を負担していただきますが、この間は貸付料の改定は行わない。
- (3) 継続貸付料は3年毎に見直しするものとし、その3年間は貸付料の改定は行わない。
- (4) 各年度の貸付料は、毎年度5月末日までに市からの納付書により年額納付するものとし、分割納付を希望する場合にあっては四半期ごとの納付とします。
- (5) 貸付料の改定通知は、改定時期の2ヶ月前までに市から借受人に通知します。

10 その他

- (1) 契約を解除する場合は、自己の負担で原状に回復して明け渡していただくこととしますが、必要がないものと認めた場合はこの限りではありません。
- (2) 賃貸借物件に投じた修繕等費用については、市は一切請求に応じません。
- (3) 市は、建物等に起因した事故が発生しても一切責任を負いませんので、必要に応じて火災保険や損害補償保険等に参加してください。
- (4) 本要領に定めがない事項は、地方自治法、同施行令及び登別市財務規則等の関係諸法令に定めるところにより処理します。
- (5) 建物等図面(概要図のみ)は提供することができます。また、現地見学を希望する方は、下記までご連絡(電話・メール)願います。
- (6) その他、必要に応じて、賃貸借決定者と協議することとします。

問い合わせ先

〒059-8701

北海道登別市中央町6丁目11番地

登別市役所総務部企画調整グループ管財担当

電話番号：0143-85-1122(直通)

E-mail：kanzai@city.noboribetsu.lg.jp